

DB給付の税務について③

確定給付企業年金（以下、「DB」といいます。）の海外居住者への給付に関する税務および死亡給付に関する税務について説明します。（2026年1月現在）

1. 海外に居住したまま給付を受けるとき

海外に居住したままDBの給付を受けるときは、国内居住者と異なる税務取扱いとなります。
所得税法上の区分では海外居住者を「**非居住者**」といいます。

ポイント	内容
非居住者の定義	①②のいずれかに該当する人 ①日本国内に住所（※1）も居所（※2）も有していない人 ②日本国内に住所がなく、かつ日本国内に引き続き居所を有している期間が1年に満たない人
一時金のときの課税	国内勤務期間に対応する所得（国内源泉所得）に対し、20.42%（※3）の税率により所得税を源泉徴収。 退職所得控除がなく税率が一律のため、国内居住者に比べ税負担が大きくなるケースがあるが、支払日の翌年1月1日以降に税務署あて「 退職所得の選択課税 」（※4）を申出することで、国内居住者として退職した場合と同様の税務取扱いの適用（非居住者として源泉徴収された税額と、居住者であれば源泉徴収される税額との精算）が可能。
年金のときの課税	年金額から年齢に応じた控除額を差し引いた金額に対し、20.42%（※3）の税率により所得税を源泉徴収。 ただし、日本と居住国との間に租税条約の締結があれば、「 租税条約に関する届出書 」等を提出することにより、日本国内での源泉徴収税が軽減または免除となる場合あり。

※1 生活の本拠

※2 生活の本拠ではないものの、多少の期間継続して居住する場所

※3 2013年1月1日より復興特別所得税（2.1%）を含めて源泉徴収しています。

※4 手続き等の詳細は、所轄の税務署あてご確認ください。

DB給付の税務について③

■ 非居住者の一時金にかかる所得税の算出方法

国内勤務期間に対応する所得（国内源泉所得）に対し、20.42%の税率により所得税を源泉徴収します。

$$\text{国内源泉所得} = \text{退職一時金額} \times \frac{\text{国内勤務期間}}{\text{全勤務期間}}$$

$$\text{源泉徴収税額} = \text{国内源泉所得} \times 20\% \times 102.1\% \quad \text{つまり} \quad 20.42\%$$

<税額計算例>

計算前提 DBからの給付額：150万円 全勤務期間：9年 国内勤務期間：3年



- ・勤務期間は「日」単位で計算します。
- ・国内勤務期間の終期は出国日当日、海外勤務期間の始期は出国日翌日となります。
- ・国内勤務期間が複数ある場合は合算します。

$$\text{国内源泉所得} = 1,500,000円 \times (1,095日 / 3,287日) \\ = 499,695円 (1円未満切捨)$$

$$\text{源泉徴収税額} = 499,695円 \times 20.42\% \\ = 102,037円 (1円未満切捨)$$

<計算結果>

給付額	1,500,000円
源泉徴収税額	102,037円
差引支払額	1,397,963円

DB給付の税務について③

■ 非居住者の年金にかかる所得税の算出方法

年金額から年齢に応じた控除額を差し引いた金額に対し、20.42%の税率により所得税を源泉徴収します。

$$\text{源泉徴収税額} = [\text{支払期単位の年金額} - (\text{控除額} \times \text{支払月数})] \times 20\% \times 102.1\%$$

つまり → 20.42%

※ 65歳未満：5万円、65歳以上：9万5千円

<税額計算例>

計算前提	現在年齢：60歳 年金月額：7万円 支払期：年4回3か月分ずつの支払
------	------------------------------------

支払期単位の年金額

$$70,000\text{円} \times 3\text{か月} = 210,000\text{円}$$

源泉徴収税額

$$[(210,000\text{円} - 50,000\text{円} \times 3\text{か月}) \times 20.42\%]
= 12,252\text{円} \text{ (1円未満切捨)}$$

<計算結果>

年金額	210,000円
源泉徴収税額	12,252円
差引支払額	197,748円

日本と居住国との間に租税条約があれば、「租税条約に関する届出書」等を提出することにより、日本国内での源泉徴収税が軽減または免除となる場合があります。国によって、軽減・免除の内容や適用のための必要書類が異なりますので、該当者の発生時はCPBSあてお問合せください。また、「国内居住者から非居住者になったとき」と「非居住者から国内居住者になったとき」は、税務取扱いが変わりますので、速やかにCPBSあてご連絡ください。

<租税条約とは>

二重課税の回避等を目的として主権国家の間で締結される条約です。条約相手国（移住先国）の居住者に対して、源泉地国における課税を減免する措置等を講じているものです。

DB給付の税務について③

2.加入者・受給権者が死亡したとき

加入者・受給権者の死亡に起因して発生する税務取扱いについて説明します。

すべて相続人（遺族）による申告・納税となります。（団体様での税務事務は発生しません。）

ポイント	内容
「遺族給付金」の取扱い	<ul style="list-style-type: none">加入者・受給権者の死亡に伴い、DB規約の定めに基づいて受け取る一時金および年金を「遺族給付金」という。「みなし相続財産」として相続税の課税対象となり、支払時の源泉徴収は無し。
「未支給年金（未支給給付）」の取扱い	<ul style="list-style-type: none">受給権者の死亡に伴い、受給権者本人が生存していた期間中に受け取るはずだった年金を代わりに遺族が受け取るもの「未支給年金（未支給給付）」という。「未支給年金（未支給給付）」は「一時所得」として所得税の課税対象となり、支払時の源泉徴収は無し。
準確定申告	年金の受給権者の死亡の場合、相続人は、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に、その年の1月1日から死亡した日までに支払われた公的年金等について、故人の住所地を管轄する税務署に確定申告（=準確定申告）が必要。

＜みなし相続財産とは＞

民法に定める本来の相続財産ではないものの、相続税法上の規定により相続税の対象となる財産のことです。代表的なものとして、死亡退職金や死亡保険金が該当します。

DB給付の税務について③

■ 遺族給付金にかかる相続税に関する留意事項

- ・加入者が在職中に死亡したことに起因する遺族給付については、すべての相続人が取得した退職手当金等を合計した額が、**非課税限度額以下のときは課税されません。**

$$\text{非課税限度額} = 500 \text{万円} \times \text{法定相続人の数}$$

- ・年金受給を開始している受給権者が死亡したことに起因する遺族給付については、退職手当金等ではないため、上記**非課税の適用はありません。**
- ・一時金の場合は、支払金額が相続税の課税対象額となります。年金の場合は、相続税法に基づき算出した**「相続税評価額」**が相続税の課税対象額となります。

■ 未支給年金（未支給給付）にかかる所得税に関する留意事項

- ・一時所得として総合課税の対象となり、確定申告で他の所得（年金、給与等）と合算して計算されます。特別控除額の範囲内であれば、所得税は課税されませんが、確定申告の要否は所轄の税務署にてご確認ください。

$$\text{一時所得金額} = \text{収入金額} (- \text{加入者拠出金}) - \text{特別控除額 (50万円)}$$

$$\text{一時所得金額} \times 1/2 \rightarrow \text{総合課税のため総所得に算入}$$



ご不明な点がございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

年金サービス室

0120-307081

受付時間：月～金曜日 午前9時～午後5時
(土日・祝日・12/31～1/3を除く)

事務担当者さま向け情報提供サイト
[「DB年金事務サポートNavi」](#)
(リンクあり) を当社公式ホームページに公開中！